

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部 生活衛生課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金									
根拠規定等	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金交付要綱									
創設年月	昭和	60	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	29年	終了予定年月		
直近の見直し年月	平成	25	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	0年			
見直しの内容	別記様式の追加及びその他規定の整備									
予算科目	款	項		目		大事業		中事業		実施計画事業番号
	6衛生費	1保健衛生費		1保健衛生総務費		6公衆浴場補助		2施設整備費等補助		
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	公衆浴場基幹設備整備に必要な費用を補助することにより区内公衆浴場の転業又は廃業を防止し、もって区民の保健衛生の向上並びに公衆浴場経営の安定及び振興を図ることを目的とする。									
補助事業等の内容	(1) 元釜の取替え及びそれに附随する工事 (2) 温水器の取替え及びそれに附随する工事 (3) 空調機の取替え及びそれに附随する工事 (4) 給湯設備機器の取替え及びそれに附随する工事 (5) パーナー機器の取替え及びそれに附随する工事									
補助対象経費の内容	補助対象事業に必要な経費及び額とし、100万円を超える場合にあっては、補助金の額は、100万円を上限とする。									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕									
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 1,000,000円を上限とする)									
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕									
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕										
補助対象事業に必要な経費及び額とし、100万円を超える場合にあっては、補助金の額は、100万円を上限とする。										
公募の状況	非公募									
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (工事完了後の写真及び現地確認)									
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者			
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由							

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	公衆浴場の廃業を防止し、区民の保健衛生の向上及び浴場経営の安定が図れる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条に基づき区民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	保健衛生の向上及び公衆浴場経営の安定と振興を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	釜、給湯設備等、基幹設備の故障により区民の入浴機会を損なう恐れがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱により補助対象事業者が明記されており、当該事業者に制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請を受け、現地確認のうえ決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	現在、補助金以外の代替策は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	臨時休業することなく区民が利用できる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域住民が公衆浴場を快適に利用できている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金交付要綱等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助金交付申請及び工事完了後に現地において検査を行っている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	領収書の写しにより支出状況を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	2	2	4
決算(予算)額	967	2,000	2,000	4,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	967	2,000	2,000	4,000
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	大黒湯:ろ過機取替 ふくの湯:ポンプ取替			

5 課題及び今後の方向性

基幹設備が故障すると工事費が高額なため、営業に支障をきたした場合、区民の保健衛生の向上並びに公衆浴場経営の安定及び振興を損なう恐れがあるため、今後も公衆浴場への基幹設備整備費は必要である。